非違行為により懲戒処分を受けた教職員の再発防止研修実施要領

(目的)

1 この要領は、「非違行為により懲戒処分を受けた教職員の再発防止研修実施要綱」(平成 25 年 5 月 16 日付け施行)の第7の規定により、再発防止研修を実施するために必要な事項を定める。

(専門家によるカウンセリング等)

2 長野県総合教育センター所長(以下「センター所長」という。)は、再発防止研修の実施に当たり、 懲戒処分の担当課長の意見を聴取するとともに、非違行為を行い、停職、減給又は戒告を受けた者(以下「被処分者」という。)に対し、専門家によるカウンセリングを行い、必要な助言を受けるものとする。

(研修の内容)

- 3 再発防止研修は、以下の内容とする。
 - (1) 基本研修

ア 研修の内容

- (ア) 行った非違行為の振り返り 非違行為に至った原因、理由、心理状況等を記述させる。
- (イ) 面談及び指導

今後の非違行為再発防止策等について、面談を行い、指導する。

イ 基本研修報告

センター所長は、被処分者に、研修の成果や今後の再発防止策について報告させる。報告に当たっては、事前に被処分者に研修報告書を作成させる。

報告は、所属長及び懲戒処分の担当課長が同席し、このほか、被処分者が市町村立学校の教員である場合は、被処分者の所属校を所管する教育委員会事務局の担当課長が同席することとする。

(2) 課題研修

ア 法令等に関する課題論文

非違行為の種類に応じ、当該非違行為が抵触する法令や非違行為に係るデータ等の問題に関する課題論文を作成させる。

イ 事例に関する課題論文

非違行為の種類や内容に応じた事例問題に対応した課題論文を作成させる。

ウ 停職者に対する課題論文

停職の懲戒処分を受けた者には、処分の重さや社会的な影響度を鑑み、別に論文を作成させる。

(3) 特別研修

センター所長が必要と認める場合は、以下の研修のうち必要なものを追加する。

ア 所属校以外での研修

所属校以外の教育機関等において研修させる。

イ 専門家によるカウンセリング 専門的な支援及び助言のため、専門家によるカウンセリングを受けさせる。

(研修の場所)

- 4 3に掲げる基本研修、課題研修及び特別研修の場所は、原則、以下のとおりとする。
 - (1) 基本研修 長野県総合教育センター
 - (2) 課題研修 所属校
 - (3) 特別研修 センター所長が必要と認める場所

(研修期間)

- 5 3に掲げる研修の期間は、原則、以下のとおりとする。
 - (1) 基本研修 研修開始後 1 週間
 - (2) 課題研修

停職の被処分者は、基本研修終了後3か月間 減給の被処分者は、基本研修終了後2か月間 戒告の被処分者は、基本研修終了後1か月間

(3) 特別研修 センター所長が必要と認める期間

(研修結果等の確認)

- 6 センター所長は、再発防止研修の終了に際して、被処分者の研修結果について、以下により確認する。
 - (1) 被処分者及び所属長は、研修経過、研修成果等について、研修状況報告書を作成し、センター 所長に提出する。
 - (2) センター所長は、上記報告書をもとに、専門家、懲戒処分の担当課、所属長及び市町村教育委員会(被処分者が市町村立学校の教員である場合に限る。)の意見を踏まえ、再発防止研修全体の結果を確認する。
 - (3) センター所長は、研修の結果を不十分と判断した場合には、研修期間の延長等必要な措置を講ずる。
 - (4) センター所長は、再発防止研修後の勤務状況について、被処分者の所属長及び所属を所管する教育委員会担当課長に報告を求めることができる。

附則

- この要領は、平成25年5月16日から施行する。
- この要領は、令和2年10月19日から施行する。